

太平洋広域漁業調整委員会
第23回太平洋南部会
議事録

平成26年11月27日（木）
水産庁

1. 開催日時

平成26年11月27日(木) 10:05～11:36

2. 開催場所

南青山会館大会議室

(東京都港区南青山5丁目7-10)

3. 出席委員

【部会長】

学識経験者 松岡 英二

【都道府県海区互選委員】

千葉海区	赤塚 誠一
東京海区	竹内 正一
神奈川海区	宮川 満
静岡海区	宮原 淳一
愛知海区	船越 茂雄
三重海区	掛橋 武
和歌山海区	木下 吉雄
高知海区	志磨村 公夫
愛媛海区	佐々木 護
大分海区	平川 一春
宮崎海区	橋口 輝明

【農林水産大臣選任委員】

漁業者代表	清水 三千春
漁業者代表	本間 新吉
漁業者代表	壁谷 増光

学識経験者 山川 卓
学識経験者 高成田 享

4. 議題

- (1) 部会長等の互選について
- (2) 資源管理のあり方検討会の概要について
- (3) 広域魚種の資源管理について
 - ①太平洋南部キンメダイ
 - ②伊勢湾・三河湾イカナゴ
 - ③伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種
- (4) 伊勢湾・三河湾のイカナゴに関する広域漁業調整委員会指示について
- (5) その他

5. 議事内容

開 会

○事務局（城崎）

お待たせいたしました。

それでは、定刻を5分ほど遅れておりますけれども、ただいまから太平洋広域漁業調整委員会第23回太平洋南部会を開催いたします。

本日は、海区互選委員のうち、徳島県の中野委員、そして、農林水産大臣選任委員であります石田委員、鈴木委員、清家委員が事情やむを得ずご欠席となっております。また、今、電車等の遅れで神奈川県宮川委員、高知県の志磨村委員、愛媛県の佐々木委員、漁業者代表であります野崎委員が遅れておりますけれども、委員定数22名のうち、定足数である過半数を超えます14名の委員の方々のご参加をいただいておりますので、太平洋広域漁業調整委員会太平洋南部会の事務規程第5条の規定に基づきまして、本部会は成立していることをまずご報告申し上げます。

本日は、昨年11月に海区互選委員の方々就任されまして、また、本年3月1日付で農林水産大臣委員の方々就任されたということで、全ての委員の方々そろわれて初めての部会となります。つきましては、部会長及び部課長職務代理者の互選をしていただきたいと思いますと考えております。

なお、太平洋広域漁業調整委員会の南部会の事務規程第6条には、部会の会議ではあらかじめ通知した事項に限って議決をすると、このような規定でございます。実は私ども事務局の不手際で、当初皆様方にお送りした議事次第には、この部会長との互選の項目を含めておりませんでした。深くおわび申し上げますとともに、本日この部会の議事に先立ちまして、部会長等の互選をお願いしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、部会長等が選出されるまでの間は、私、水産庁管理課城崎でございますが、司会進行をさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、本日まで出席いただいております研究者の方々をご紹介します。

まず、独立行政法人の水産総合研究センター増養殖研究所の桑田部長でございます。

○桑田部長

よろしく申し上げます。

○事務局（城崎）

同じく、中央水産研究所、互研究員でございます。

○互研究員

よろしく申し上げます。

○事務局（城崎）

水産庁からは本日、提坂管理課長も出席する予定でありましたが、急遽業務が入りました関係で、欠席とさせていただきます。

また、管理課からは黒萩資源管理推進室長にご参加いただいております。

○黒萩室長

黒萩でございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局（城崎）

それでは、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。封筒の中には本日の部会の、まず議事次第、裏面には委員名簿、配席図、そして出席者名簿が入っております。それと、本日の会議で説明させていただく資料であります。資料1としまして、資源管理のあり方検討会取りまとめのものが1つ。資料2としまして、資源評価対象種の資源状況についての1枚紙が1つ。続きまして、資料2-1-①としまして、キンメダイの動向調査の要約版が1つ。資料2-1-②としまして、太平洋南部キンメダイの広域資源管理のホチキス止めが1つ。資料2-2-①としまして、イカナゴのダイジェスト版が1つ。資料2-2-②としまして、伊勢湾・三河湾イカナゴの広域資源管理の1枚紙が1つ。資料2-3-①としまして、トラフグ、シヤコ、マアナゴのダイジェスト版が入っております。続きまして、資料2-3-②で、伊勢湾・三河湾小型底びき網漁業対象種の広域資源管理のホチキス止めが1つ。資料3としまして、伊勢湾・三河湾のイカナゴの資源管理に関します広域漁業調整委員会指示についての資料が1つ。最後に、冒頭に申し上げました部会長等の互選との関係で、太平洋南部会の事務規程を参考資料としてつけております。以上が、本日配付している資料であります。不足等ございましたら事務局までお申しつけください。

よろしいでしょうか。

また、説明の途中でも構いませんので、資料の落丁等あります場合には、お手数ですが事務局までお申しつけいただければと思っております。

それでは、ただいまより議題に入りたいと思います。まず、部会長等の互選についてですが、配付しております資料、一番最後の参考資料、1枚紙をお手元にご用意いただきたいと思います。

まず、この事務規程の第3条、アンダーラインを引いておりますが、第3条では部会には部会長及び部会長職務代理者を置くとなっております、部会の中で委員が互選をすることとなっております。そして、この規程の第3条に基づきまして、委員の皆様の中で互選をしていただきたいと思っておりますけれども、どなたかご推薦のご意見がありましたらお願いいたします。

お願いいたします。

○竹内委員

東京海区の竹内でございます。部会長には各海区の互選委員よりも、中立的な視点をお持ちの学識経験委員の方をお願いしたほうがいだろうと考え、本部会の部会長としては、ご経験がごありでありご見識もごございます松岡委員に、引き続き部会長をお願いしたらいかがかと思っております。

また、部会長の職務代理者についても、これまでご就任いただいております山川委員を推薦したいと思います。どうぞよろしく。

○事務局（城崎）

どうもありがとうございます。ただいま、竹内委員から部会長には松岡委員を、また部会長職務代理者には山川委員をとのご推薦がございましたけれども、これについて皆様方にお諮りしたいと思います。いかがでございましょうか。

（「異議なし」という声あり）

○事務局（城崎）

ありがとうございます。今、皆様方、異議なしとお声ありましたけれども、松岡委員、そして山川委員、いかがでございましょうか。

どうもありがとうございます。それでは、松岡委員及び山川委員を初め、皆様方のご同意が得られましたので、これより先の議事進行につきましては、松岡部会長にお願いをしたいと思います。

それでは、松岡部会長におかれましては、部会長席にご移動いただきまして、ご就任のご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○松岡部会長

ただいま部会長にご指名いただきました松岡でございます。本委員会の会長に引き続きまして、南部会の部会長をお引き受けすることとなりました。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。何かと不手際な点多いかと思っておりますけれども、委員の皆様方のご協力をいただきながら、円滑な議事の運営に努めてまいりたいとかように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、座って議事を進めさせていただきます。

それでは、部会長職務代理者としまして、山川委員も推挙されておりますので、山川委員にもご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山川委員

東京大学の山川と申します。部会長職務代理者ということで務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○松岡部会長

ありがとうございました。

それでは、議事次第に入ります前に、高知県の海区互選委員、志磨村公夫委員が新たに選任されておりますけれども、先ほどご紹介ございましたように、ちょっと交通の事情で遅れておられますので、来られましたら後ほどご挨拶を賜りたいと思います。

それでは、議事に入らせていただきますけれども、最初に、後日まとめられます本日の部会の議事録署名人を選出していただく必要がございます。これにつきましては、当部会の規程第11条によりまして、私から指名させていただくことになっております。僭越でございますけれども、ご指名させていただきます。

都道府県海区互選委員からは、千葉県の赤塚誠一委員、それから、農林水産大臣選任委員からは、本間新吉委員のお二方に本日の部会の議事録署名人をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議題に入らせていただきたいと思います。

最初に議題の1でございます。資源管理のあり方検討会の概要についてということでございますので、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○事務局（城崎）

それでは、私からご説明いたします。お手元に資料1をご用意ください。

皆様方も既に、業界紙等でご承知かと思っておりますけれども、本年3月に水産庁に、有識者からなります資源管理のあり方検討会が立ち上がりまして、都合5回の議論をして7月に取りまとめたもの、これが全文、全ての文がこちらの資料の1でございます。本日はこのあり方検討会の経緯ですとか、その辺の事をご説明をして、各事項の具体的な進め方、進捗の状況につきましては、本日の午後の本委員会で詳しくご紹介したいと思います。

まず、1ページめくっていただきますと、検討会の趣旨がございます。ちょっと読み上げさせていただきます。「水産資源は、適切な管理により持続的な利用が可能な資源であり、その適切

な保存と管理は、国民に対する水産物の安定供給の確保や水産業の健全な発展の基盤となる極めて重要なものである。しかしながら、我が国の漁業生産は、かつてマイワシの豊漁等により支えられ1,000万トンを超える水準にあったが、その後のマイワシ資源などの減少や遠洋漁業からの撤退等により2010年には531万トンまで減少し、その後も東日本大震災の影響等もあり500万トンを下回る水準となっている。こうした状況の中で、水産日本の復活を果たすためには、世界三大漁場と言われる我が国周辺水域の恵まれた漁場環境を生かしながら、水産資源の適切な管理を通じて、水産資源の回復と漁業生産量の維持増大を実現することが緊要な課題となっている。このため、本年3月に水産庁内に有識者からなる資源管理のあり方検討会を設置し、今後の資源管理のあり方について検討を行うこととした」、これがこの検討会の趣旨でございます。

そして、検討の経緯、IIのところには、議題としてア、イ、ウと3つ掲げてございます。アとしますと、漁獲可能量（TAC）制度や資源管理指針・計画体制等の現在の資源管理に関します現状と課題について整理をしたということで、イとしますと、個別割当（IQ）方式や譲渡性個別割当（ITQ）方式の我が国への導入ということで、いわゆる政府の公的管理と漁業者により自主的な管理を高度化して、両者をどういうふうに連携の確保をするのか、このような観点から議論が行われました。

また、ウとしまして、資源が回復しつつあるマサバ太平洋系群や、資源が悪化している太平洋クロマグロ、スケトウダラの日本海系群、トラフグに関する資源管理の進め方についても議論されておりまして、特に資源が低位、あるいは減少傾向にある魚種を、より効果的に管理するためにはどうすればいいかと、このような観点から議論をしております。

なお、トラフグには本日の議論の中でも伊勢湾・三河湾系群ございますが、ここで対象としているトラフグは、西の日本海、東シナ海、瀬戸内海系群のトラフグを対象にしております。

そして、この資料のずっと一番最後までめくっていただきますと、一番最後から2ページ手前に、あり方検討会の開催日程と議題、別紙1というのがつけてございます。都合5回開催しておりますが、3月24日に第1回目の開催をしました。ここでは、水産資源の状況ですとか、資源管理施策の現状について総括的に整理をするとともに、クロマグロ、スケトウダラ、トラフグ等を事例とした資源管理の現状と課題等について、ご説明をいたしました。

4月の第2回の検討会では、IQ・ITQに関するフリートーキングと、スケトウダラ、マサバの資源管理について議論しております。この個別の魚種につきましては、実際に漁業に従事している方を参考人としてお招きをして、可能な限り実態に即した議論を行うと、そういう趣旨からスケトウダラにつきましては、底びき網漁業の連合団体の方と北海道の漁業者の代表の方に来

ていただきました。マサバにつきましては、北部太平洋まき網の団体の方と、茨城の漁業者の方にお越しいただきました。

そして、5月の第3回の検討会では、太平洋クロマグロとトラフグの資源管理について議論するとともに、資源管理計画の取り組みの推進について、それと今後の取りまとめについての議論を行いました。同様に、クロマグロにつきましては、大中型まき網漁業の代表者の方と沿岸漁業の代表者の方、トラフグにつきましては、研究機関から資源状況をお話ししてもらうとともに、日本海ではえ縄漁業を営んでいる漁業者によって構成される代表者の方、それと福岡県、山口県の代表の方にお越しいただきました。

そして、第4回、6月に開催されました第4回の会議では、IQ・ITQについて、それぞれ推進派の方と、慎重に対処すべきであるという方にお越しいただいて、ご意見をいただきました。

そして、7月1日、第5回ですけれども、こちらでは取りまとめ(案)について議論するとともに、取りまとめを踏まえた今後の予定について、水産庁からご説明をしております。

その裏面に、この検討会の委員名簿がございます。大学や研究機関の資源管理の専門家の方、都道府県の方、地方自治体の方、有識者ということで、検討に当たりましては、現場の事情に精通した実務者、研究者の方々にお越しいただいて、合計12名で議論を行ってきた、このような経緯でございます。

そして、細かな要点はこの本体に書いた、ちょっと資料は用意していないんですけれども、概略を申し上げますと、まず資源管理指針・計画体制につきましては、もう24年度から体制が動いて3年を経過するという状況ですので、まずはこのあたりで漁業者自らが評価検証することが必要だろうという話になっております。

また、資源評価の一番ベースとなりますデータの収集強化についても検討すべきであるという話ですとか、新聞などでごらんになっているかもしれませんが、 $TAC=ABC$ を原則として、 TAC を保管する管理措置や漁業者への影響緩和も検討しろという話もございました。また、IQ方式につきましては、実施可能な魚種や漁業者に対しまして、試験的に同方式を実施するということすとか、ITQにつきましては、我が国への導入については問題も多く、時期尚早であろうという話になっております。

また、個別の魚種としますと、後からご案内申し上げますが、マサバの太平洋系群につきましては、大中型まき網の一部漁船について試験的なIQ方式を実施するということ、スケトウダラにつきましては、 $TAC=ABC$ を基本として、漁業者の緩和策を総合的に検討するということ、トラフグにつきましては相当関係する府県が広がるございますので、関係する漁業者が参画する横

断的な検討の場を設けて、統一的な方針のもとで資源管理を推進していくべきであろうと、このような取りまとめがなされております。

本日の午後の本委員会では、この太平洋海域に特になじみの深いマサバ太平洋系群の話ですか、太平洋クロマグロの話、また資源管理指針・計画体制の評価検証の話、このなじみの深い、関係の強い部分を中心に、現状の取り組み、今後の予定についてご紹介したいと思っております。

この部会での資源管理のあり方検討会の現状についての説明は、以上でございます。

○松岡部会長

ありがとうございました。

ただいま資源管理のあり方検討会、概要についてということで、ご説明をいただきました。何かご質問等ございましたらお願いしたいと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

特によろしいでしょうか。

後ほど、先ほどご説明ございましたように、午後の本委員会ではこのあり方検討会の結果を踏まえて、今後の対応ということでさらに詳細にご説明をいただくことになっておりますので、何かございましたらその際にぜひお願いしたいと思います。

それでは、次の議題に移らせていただきます。議題の2でございます。広域魚種の資源管理ということでございます。この部会では資源回復計画以降、引き続きまして太平洋の南部キンメダイ、伊勢・三河湾のイカナゴ、同じく伊勢・三河湾の小底の対象種でありますマアナゴ、トラフグ、シャコの広域資源管理について検討しております。

本日はこの3つの取り組みにつきまして、対象となる魚種の資源状況を、水産総合研究センターの担当者からご説明いただきまして、続いて、それぞれにおける資源管理への取り組み状況、これは事務局からご説明をお願いしたいということでございます。その後一括して質疑をお受けしたいと考えておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

それでは、1点目でございます。太平洋南部におけるキンメダイの資源状況ということで、水産総合研究センター中央水産研究所資源管理センターの亘研究員から、ご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○亘研究員

中央水産研究所の亘と申します。今年度からキンメダイの資源の担当となりました。どうぞよろしくお願いたします。それでは、座って説明をさせていただきます。

資料は資料2-1-①、平成25年度キンメダイ資源動向調査総括報告書（要約版）というものを使って説明をさせていただきます。

まず、キンメダイの生態、この1番ですけれども、キンメダイは浮遊生活の時期を経まして、海山等の海底付近で生活をする。着底海域に滞留する個体、それから着底後数年後に広域に移動する個体に分かれます。寿命としては、今のところ最高で26歳といったものという個体が捕獲されています。また、成熟は3歳から、産卵期は主に夏といった状況です。

漁業の特徴としましては、キンメダイは主に九州南方から関東東沖に至る太平洋沿岸から小笠原諸島海域に分布をし、主に房総沖から伊豆半島周辺、伊豆諸島周辺、室戸岬周辺といった海域で、底建てはえ縄、立縄、樽流し、一本釣りといった漁法でとられています。このキンメダイが主に漁獲されておりますのは、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、高知県でございます。それぞれの都県でこの資源保護のために、禁漁期だとか操業規約を設定し、資源管理に努めているという状況です。

キンメダイの漁獲動向は、この統計が使える1976年が2,205トンと。その後漁獲量が急増しまして、1990年代は1万トン前後、2000年代は7,000トン前後といった状況で推移をしておりますが、2010年以降減少傾向ということで、2012年は4,929トン、また2013年、昨年は4,668トンというところで、最盛期の3分の1くらいに低下をしているという状況です。

また、都県別、海域別のC P U Eと、これは一日1隻当たりの漁獲量ですけれども、八丈島の周辺では横ばいという状況ですけれども、その他の海域では非常に低調な状態が続いています。

4番目、資源評価の方法としましては、1都4県の漁獲量、それから各漁法のC P U E、そして漁獲物の体長組成といったものの情報から、我が国周辺における現状の資源状態を判断をしております。

5番目、資源状態としましては、2013年の漁獲量は2012年からさらに減少し、4,668トンとなっております。状況としては、1991年の1万1,041トンと最低であった1976年の2,205トン、これを3等分しまして、一番上を高水準、真ん中を中水準、それより下を低水準と定義をして判断をしております。2012年、2013年はこの判断基準では低水準というように判断をしております。

また、漁獲物の体長組成の変化を見ますと、昨年2013年は千葉県の銚子沖、八丈島、伊豆諸島周辺海域いずれの海域においても小型魚の漁獲が見られたということで、これらの海域で小型魚の加入というのが継続していると考えられます。しかし、卓越年級群と見られるような大規模な加入というのは、現在のところ認められていないということで、この小型魚の加入状況というのは、今後も注視をしていく必要があると考えています。

そして、6番目の資源管理方策は、これは各都県において資源管理方策が実施をされており、これらを尊重し連携、協力することが望ましいと。また、生物学的な特性の知見でこれも蓄積さ

れつつあり、これを資源管理につなげていく努力が望まれるということで、これが平成25年度の取り組みで、今年度はこの状況からもう少し進んでおりまして、1都4県で蓄積されたデータを使いまして、資源評価対象種並みの解析を現在実施をしている状況でございます。

最後に、資源評価のまとめですけれども、資源水準は低位、動向は千葉県沿岸、伊豆半島沿岸、伊豆諸島北部で減少、そして伊豆諸島南部で横ばいという状況でございます。

以上です。

○松岡部会長

亘研究員、ありがとうございました。

続きまして、このキンメダイの広域資源管理の状況を、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○事務局（城崎）

資料の2-1-②をお手元にご用意ください。

太平洋南部のキンメダイにつきましては、これまで資源回復計画において、東京都、千葉県、神奈川県及び静岡県いわゆる1都3県による取り組みを中心に、この太平洋広域漁業調整委員会の委員会指示による底刺し網漁業の承認制を組み合わせた形で資源管理が行われてきた経緯にございます。

資源状況は亘研究員からもお話があったとおり、資源水準は低位にあると。動向調査の要約票を見ますと、一番最後のところには低位であって、資源動向は千葉県沿岸や伊豆半島沿岸、伊豆諸島北部、三宅島以北で減少していると、伊豆諸島南部で横ばいになっていると、このような状況でございます。このため、資源管理の方向性としましては、この資料の3に書いてありますが、引き続き1都3県の太平洋南部海域においては、これまでの取り組みを継続していくことで、漁獲量を現状レベル以上に回復させることを目的として掲げております。

そして、具体的な取り組みにつきましては、この資料の4、資源管理措置の①、この①は1都3県が管理する漁業が中心でありますけれども、各地の漁業実態ですとか、地域の実情に応じて小型魚の放流、漁具や漁法の規制ですとか、休漁日や休漁期間を設ける、このような取り組みをしているところであります。

そして、1ページめくっていただきますと、②としまして底刺し網漁業、書いてございます。こちらは例年春の広調委で委員会承認出しておりますが、承認漁業として承認制の管理化のもとにおいて、漁獲量の把握を行うとともに関係漁業団体との間で、ここに書いてあるア、イ、ウ、色々書いてありますけれども、このような取り決めが民官間でなされて実施をされてきている、

このような状況でございます。

そして、非常に関係者が多岐にわたるわけでありますけれども、一番最後の5の関係者間の連携体制と書いてありますけれども、漁業者と関係都県を主体とします一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会が設置されておまして、これに水産庁や水研センターが参画をして、漁業者の取り組みを支援する、このような体制になっております。

なお、この一都三県協議会の議論はあるんですけれども、より具体的な取り組みを検討するために、この秋に水産庁が事務局となりまして、1都3県のこの協議会のもとに、各地区の漁業者が集う漁業者代表部会というものを立ち上げました。そこでは、共通した休漁期間の設定ですとか、漁場環境の保全などについて検討しているところでありまして、この代表部会との議論と、一都三県漁業者協議会の議論を連動させることで、漁業者の自主的な資源管理の取り組みをさらに充実させる取り組みとして、支援していきたいと思っております。

その過程の中では、先ほど亘研究員からのお話がありましたが、この1都3県では過去に膨大な調査研究の実績がございます。その研究というのを一つ、中央水研に一回取りまとめてもらって、今現状何がわかってこれからどういう調査、研究が必要なのかと、そのような整理を行ってもらっております。

このキンメダイにつきましては、資源評価の対象ではありませんので、ダイジェスト版という形では資料は今回配付しておりませんで、資源動向調査の要約版という形でご紹介しました。そのような中でも資源評価対象種並みの解析を目指すということで今、作業を進めているところがございます。

キンメダイにつきましては、以上でございます。

○松岡部会長

ありがとうございました。

ただいま、太平洋南部におけますキンメダイの資源状況、それから資源の管理の状況についてご説明ございました。何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いしたいと思います。

赤塚委員、お願いいたします。

○赤塚委員

1点お尋ねします。千葉県の赤塚と申します。

このキンメダイの資源管理について、大臣許可漁業のキンメダイの混獲の状況については、何か把握されているのでしょうか。また、それについて資源管理の中でどう考慮されているのかということをお聞きしたいと思います。

○松岡部会長

これは事務局にお願いできますか。

○事務局（城崎）

大臣許可漁業、色々種類ございますけれども、例えばまき網のようなものが想定されるのかと思いますけれども、沿岸の漁業者の方々からも、時々まき網に入っているのではないかという話もございます。そういうお問い合わせに対しましては、まき網業界の問い合わせと、あと、まき網の船には全てVMSがついているので、そういうものもあわせて、キンメダイ漁場との関係を色々調べておりますけれども、今のところ大臣管理漁業がキンメダイをまいているような実態というのは、今のところ把握はしておりません。しかしながら、沿岸漁業者の方々の日頃の関心の大きさというのは了承しておりますので、これからも大臣管理漁業に限らず、色々な漁業がどういうふうに関わっていくのかということについては、これからも注視していきたいと思っております。

○松岡部会長

赤塚委員、よろしゅうございますか。

そのほか何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

先ほどの資源管理の状況の中で、前回の部会以降新たに漁業者代表部会が設置されたという話がありました。それでちょっと思い出したんですけれども、昨年の部会で、宮川委員だったんじゃないかと思いますが、漁具の使い捨ての問題が出ておまして、ちょっと心配な点がございます。このキンメダイ、深いところで獲る魚でございますので、漁具の使い捨てというのは、非常に漁場の荒廃につながるんじゃないかと、その時に心配になったことがあるんですけれども、そういった問題は、この漁業者代表会でやはり問題が出て検討が進んでおるのでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○事務局（城崎）

私、先ほどこの漁業者代表部会での議論の中で、共通した休漁期間の設定や、漁場環境の保全などについて議論しているという話をしましたけれども、この漁場環境の保全についてというところが、まさしく廃棄漁具をテーマにして扱っております。

各都県、各地区にお話を聞きますと、やはり誰がやっているかということは、特定はなかなか難しいはありますけれども、一部の方が安価な漁具を漁場で捨ててきている、廃棄してきている、そのような実態があるという情報は聞いております。

他方で各浜々では、各人が家に持ち帰って糸と針を分けて廃棄するケースですとか、漁協が一括

して集めている場合、場所によっては漁具屋がまとめて回収をしてくれるんだと、このような事例も、色々な事例があるようでした。いずれをとるにしても、そういう運動を広げて行って、地元には持ち帰らない人が後ろめたいような環境にどうやって持っていけばいいのかということは今、議論している最中でございます。

以上です。

○松岡部会長

ありがとうございました。

そのほか、何か。

竹内委員、お願いいたします。

○竹内委員

東京海区の竹内です。

先ほど城崎さんがキンメの混獲の問題について話された時に、大臣許可漁業はVMSをつけていて、VMSのデータを見る時、キンメを漁獲している、していないということはわからないと言われましたけれども、そのことで東京都の漁業者からは、色々キンメの漁場の近くで、漁場のそのままとは言いませんけれども、近くで旋いているらしいという意見が出ています。そういうわけですので、一回我々にも見せていただきたいというのが1つ。

それからもう一つ、実際にキンメは獲ればどこかで売らなければいけないわけですね。どこかの市場に揚がっているはずだと思うんです。それがどういう形で揚がっているのかわかりませんが、その辺をきちんとどこかでチェックしていただきたいと私は考えています。よろしく申し上げます。

○松岡部会長

竹内委員、今見せていただきたいというのは、何を。

○竹内委員

VMSの記録をです。実際は水産庁に疑問を持っていくと、水産庁の方がごらんになって、ないよと言われるわけですね。先ほど城崎さんが言われたのと同じことです。そういうことはあり得ないと言うんですけれども、本当ですかと言いたいんです。実は全漁調連の東日本部会で、東京都としてはできればそういう疑問点が出たら、我々委員か、各都県の漁業者全員とは言いませんけれども、我々委員か水産課の人に見せてくださいということを一応提案しております。

○松岡部会長

室長お願いします。

○黒萩室長

VMSデータは、漁業取締りのためにつけている部分がございます、ご本人がまき網側の方がそのデータ開示して身の潔白を晴らすと、だからそれを見せてくれと言われれば、それは公表できますけれども、強制的にはちょっと公表できないものになっています。

それで、今日もまき網の団体の業界の方もおられますけれども、その話題になる船というのは特定の船なんですよ。VMSを確認すると、協定を作っている場所であるとか、禁止区域でも入域はないんですよ。自由に操業できる場所は当然操業していいわけです。その協定で取り決められている区域に入った時には、入るようなことは確認されていない。

禁止区域に入ればそれは違反です。今の我々がつけているVMSというのは、ただ単に場所が特定できるものではございませんで、操業疑義情報が把握できるVMSですので、その時にはもう取り調べになるんですよ、違反区域に入っていれば。そういうような情報でございます。

我々が少なくとも確認した時には、協定が取り決められた区域には入っていない、それとあと、禁止区域にも入っていないということは確認できています。VMSをつけられているご本人が、開示しても構わないというのであれば、開示するということが可能だと思いますけれども、そこはご本人の同意を得ないと、なかなか難しいシステムでございます。

○松岡部会長

竹内委員、お願いします。

○竹内委員

公費でVMSをつけておられるという県もありましたね。実際どこでお金を出しているのかわからないけれども、実際につけた人が開示していいと言わなければ出せないということになれば、やはり疑問も持っている人たちに対してどういう説明をするのか、我々に言われると、どうしているのと言われちゃうと困っちゃう、非常に困っています。

○松岡部会長

室長、お願いします。

○黒萩室長

ですから、ご本人に確認して、そういう疑念を持っている方々がおられるので、いいよとご本人が言われれば、当然出すということはできると思いますけれども。

もともとVSM自体をつける時にそういう仕組みでつけているんですよ。

○松岡部会長

赤塚委員、お願いします。

○赤塚委員

今、竹内委員さんから、ちょっと関連して、そうすると、いいよと言わない人は疑わしいと逆に思ってしまうんですが。

○松岡部会長

室長。

○黒萩室長

赤塚委員が言われるとおりでと思いますね。少なくとも我々がモニターしている限りにおいては、そういう協定違反行為、いわゆる法令違反行為の水域では操業していないということです。まさにそう疑っている沿岸の方がいるからちゃんと出したほうがいいんじゃないの、我々が確認した限り、あんたたちそこでまいているという操業疑義情報はないもんねという話で、そうだねと言ってくだされば、そういうことになると思いますけれども、漁業調整課が今来ていませんので、午後は話ができると思いますけれども。

○竹内委員

ちょっといいですか、一言だけ。

○松岡部会長

竹内委員。

○竹内委員

私、漁業調整委員会の会長でも何でもいいけれども、漁業調整委員会で言うんじゃないくて、例えば東京都の取締り担当の人が、言えば見せてくれるということでもいいですか、黒萩さんのところで。

○黒萩室長

取締りで言えば、長崎県とかと情報交換して特定の漁業種類について取締りする時に、情報交換しようというような仕組みにしている場合もございます。東京都の漁業監督吏員と水産庁の漁業取締り部局の間でそういう話があれば、それはもちろん違反摘発のためという観点であれば、そういう話はあるかもしれません。申し訳ないんですが、3月までは私、漁業取締りやっていたんですけども、現在今移っていますので、ちょっとまたそれも取締りの部局と相談しないとわからないと思います。

あくまでもそれは法令違反です。協定違反、要するに1都3県と太平洋中部とかが取り決めたのは民間協定です。法令違反区域に入っているという話であれば可能性はありますが取締り部局と話してみないとわかりません。すみません。

○松岡部会長

ありがとうございました。

やはりこの問題、疑念を持たれている方がいるということでございますので、できるだけこういう問題、透明性を高めるといことから、水産庁の指導をよろしくお願ひしたいと思ひます。

そのほか、何かご意見等ございませうでしょうか。よろしいでせうか。

それでは、2番目、次の議題に移らせていただきます。2点目は伊勢湾・三河湾におけますイカナゴの資源状況ということでございませう。水産総合研究センター増養殖研究所資源生産部の桑田部長からご説明をお願ひしたいと思ひます。

○桑田部長

ただいまご紹介にあずかりました増養殖研究所の桑田です。本日は4魚種ありまして、それぞれ担当者いますが、担当部長として私から説明をさせていただきます。それでは、座って説明をさせていただきます。

資料はキンメの次、資料2-2-①、ダイジェスト版、イカナゴの写真相載しているものをごらんください。

イカナゴですけれども、寿命が2、3歳、成熟開始年齢1歳ということで、かなり小さいうちに獲られて成長も早い魚ということで、資源が変動しやすい種類の魚になっています。分布域はそこに図がありますが、伊勢・三河湾全域になっています。

漁業の特徴としましては、仔稚魚と未成魚を船びき網で漁獲するというものが漁獲のほとんどを占めるというのが、この魚の特徴になっています。

漁獲の動向ですけれども、漁獲の動向の年ごとの漁獲量の図がそこにありますが、かなり変動の大きい資源ということなんですけれども、1982年に699トンに落ち込んで、83年以降再び増加しましたが、かなり乱高下をしています。2014年の漁獲量は1万3,050トンということなんですけれども、この4年間は1万トンから1万5,000トンの間で比較的安定しているかと思ひます。

次に、資源評価法ですけれども、愛知県と三重県の水試及び漁業者、それから漁協の方がかなり頑張ってデータ収集の体制をしいておられます。毎日の漁獲量を集計する、それから、平均サイズもリアルタイムで測定をして集計をするということで、日別の漁獲尾数に換算して、漁獲尾数を求めるという体制をしいておられます。これらのデータから算出した各操業日の漁獲尾数及び出漁統数のデータをDeLury法に当てはめて、加入資源尾数と残存資源尾数を推定するという方法をとっております。

次に裏側が資源状態です。ここに年ごとの加入資源尾数のグラフがありますが、漁獲量

とほぼ同じようになり変動の大きなものですが、特別に多かった、突出して加入が多かった1992年の値を除いて、その次の漁獲量の多いところ、それから一番少ないところを3等分しまして、資源の水準の判断をしております。2014年の加入資源尾数は292億尾ということで、中位と判断をしております。2011年以降、安定して約300億尾程度以上の水準を保っていますので、動向としては横ばいと判断をしております。

次に、管理方策です。伊勢湾のイカナゴの資源管理というのは、特に小さい幼魚が漁獲の主体ということですが、管理方策という字の上に、残存資源尾数を横軸にとって、縦軸に翌年の加入資源尾数をプロットしたグラフがあります。直線関係というのは見られませんが、残存資源尾数が20億尾を下回った場合には、翌年の加入資源尾数が少ない年が多いと見られますので、残存資源尾数を20億尾は必ず残すという管理方策、とり残し資源量の一定方策というのを基本にしまして、それに産卵期の禁漁に加えて終漁期の設定等を行っております。

資源評価のまとめです。資源水準は中位、動向は横ばい。2014年の漁獲量、1万3,050トンということで、加入資源尾数292億尾ということで、直近5年間では加入資源尾数が約300億尾以上の水準を保っております。

管理方策のまとめです。とり残し資源量の一定方策ということで、20億尾以上の親魚量は必ずとり残すということを守っております。それから、事前調査によって漁獲の開始日を決めると。それから、終漁期もDeLury法によって決めていくということになっております。それから、優良な親魚を保護するために、必要に応じて保護区の設定や保護育成期間の設定を行うということになっております。

以上です。

○松岡部会長

ありがとうございました。

次に、管理の状況についてご説明いただく予定でございますけれども、ちょっとこの議題中断させていただきまして、冒頭ちょっとご紹介いたしましたように、新しい委員が1名交代になっております。先ほどご紹介しました高知県の海区互選委員の志磨村公夫委員が、先ほどご参加いただいたようでございますので、一言ご挨拶をいただければと思いますけれども、ご紹介がてら。

○志磨村委員

すみません、大変遅れまして申し訳ございません。このたび、和田会長から交代しまして、7月から高知海区の会長を受けております志磨村と言います。どうぞよろしく願いをいたします。

○松岡部会長

どうもありがとうございました。

それでは、議題に戻りまして、事務局から、イカナゴの資源の管理の状況についてご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局（城崎）

それでは、資料の2-2-②をご用意ください。

伊勢湾・三河湾イカナゴの資源管理につきましては、この資料の2番、関係漁業種類に書いてありますとおり、愛知県や三重県のような漁業種類が参加をしております。そして、資源管理の方向性として今、桑田部長からもお話がありましたが、この3、資源管理の方向性の中ほどに書いてありますが、十分な漁獲が期待できる300億尾の資源加入を目標として、そのために必要な親魚を確保するために、20億尾以上を翌年に残存させる漁獲努力量産削減措置を実施していると、このような状況です。

そして、資源管理の措置としますと、4ポツに一覧表で書いております。産卵親魚の保護、解禁日の決定、夏に巢の中に潜って眠りますので、その仮眠場所の保全、そして産卵保護のための保護区の設定等々でございます。これは従来からの資源回復計画の取り組みを引き継いでいるものでございます。

そして1ページ、めくっていただきますと、それらの各課題についての26年の取り組み状況を書いてございます。まず、終漁時の残存資源尾数につきましては、ことしは3月2日の操業から5月15日まで、愛知県で35日、三重県で36日の操業をなされております。初期の資源尾数が292億尾と推定されておまして、終漁期までに244億尾ということで、引き算しますと48億尾となります。次年度に残すべき20億尾を十分に超えて、48億尾の親魚を残すことができたということでございます。

このほかに、実質的な禁漁期であります保護育成期間ですとか、禁漁期間、操業解禁日の設定も従来どおり行っております。

イカナゴにつきましては、この20億尾を確実に翌年に残すということが重要な事項になりますので、これにつきましては従来より、この太平洋広調委で委員会指示を発出をしております。これにつきましては後ほど、来年の委員会指示案についてご説明をしたいと思っております。

イカナゴについては以上でございます。

○松岡部会長

ありがとうございました。

ただいまのイカナゴの資源管理の状況についてご説明がございましたけれども、何かご質問、

ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。

特によろしいでしょうか。

イカナゴの資源については、大変上手く資源管理が行われているということは、皆様ご承知のとおりでございます。先ほどの説明にございましたように、48億尾の親魚を残すことができたということでございます。大変上手く資源管理が行われているのではないかと考えております。

特にご意見、ご質問ございませんでしょうか。

それでは、この議題は以上にしまして、次の議題に移らせていただきます。3点目でございます。伊勢湾・三河湾におけます小型機船底びき網漁業の対象種でありますマアナゴ・トラフグ・シャコの資源状況、これは引き続き桑田部長からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○桑田部長

引き続き、トラフグについて説明させていただきます。資料2-3-①、トラフグの写真がある資料をごらんください。

生物学的特性から説明させていただきます。寿命は6歳程度、成熟開始年齢は雄が2歳、雌が3歳からと。それから、産卵期・産卵場は、西日本のトラフグはかなりあちこちに産卵していますが、この系群に関しましては安乗沖と、それから渥美外海周辺ということで、かなりコンパクトな産卵場がわかっております。それから、索餌は周年、沿岸域で索餌をして、大きくなると沖に出ていくという移動をします。分布域、産卵場、漁場に関していえば、その図、少し小さくて見にくいですが、西日本のトラフグが大回遊するに比べますと、コンパクトな分布になっております。

漁業の特徴です。4月から5月に産卵がありまして、0歳魚が冬季に湾内に入ってきてまして、20ミリぐらいで湾内の浅いところに着底して、徐々に沖合に出ていきます。秋になると、小型底びき網漁業に漁獲をされ始めます。冬から春にかけて大きくなると湾外に出ていって、1歳の秋から遠州灘及び熊野灘にかけての海域で、フグはえ縄漁業の漁獲対象になっていきます。天然加入が不安定な魚種ですので、大規模な人工種苗放流が静岡県、愛知県、三重県、神奈川県も加わりまして、毎年約60万尾程度の人工種苗の放流が行われております。

漁獲の動向です。漁獲量の図がここにありますが、2001年に卓越年級群があつて、2002年に豊漁になっておりますけれども、それ以降漁獲量が若干下がってきている厳しい状況になっております。2011年以降、特に100トンを下回る不漁になっておりまして、2013年は67トンで過去最低になっております。

それから、資源評価に関しましては、コホート解析を行っております。詳しいことはちょっと省略します。

資源状態です。資源状態の黄色のグラフがありますけれども、年ごとの漁獲量と、それから漁獲割合のグラフになっております。漁獲量が推定されている過去21年間の資源量の中で、最大となった2002年を基準にしまして、287トン以下が低位ということで判断をしております。これを見ますと、今現在資源状態は低位で、なおかつ減少傾向という厳しい状況になっております。

それから、管理方策ですけれども、この系群は不定期に発生する卓越年級群によって、資源変動は極めて大きい中で、現状の操業形態では、1歳魚までの未成魚のうちに多くの部分を漁獲してしまうという現状がありますので、人工種苗放流もうまく活用しながら、産業が健全な経営の維持ができるように、未成魚のとり控えをさらに徹底して、堅実な資源管理に取り組む必要があると考えております。

資源評価のまとめです。資源水準は低位で、動向は減少となっております。それから、資源量は非常に不安定で、卓越年級群の影響を受けます。発生年の秋には漁獲加入が始まりますが、漁獲圧が非常に強いということで、親資源になるまで生き残る個体が少ないというのが問題かと思えます。資源回復計画が推進されて、漁獲量はそれまでに比べて抑制はされております。大規模な人工種苗放流、約60万尾程度の人工種苗の放流が毎年行われておりまして、2013年の放流魚が、市場の中で揚がってくるものの中の23%を占めているという状況になっております。添加効率というのは放流したもののうち、漁獲に加入するものの割合ということなんですが、各県さんとの共同研究によって年々上がっているという状況になっております。

管理方策としましては、若齢魚、未成魚をさらにとり控える必要があります。それから、資源回復計画で実施されてきた管理措置というのは、今後も確実に継続実施する必要があります。それから、大規模な人工種苗放流は、加入量の不安定さを緩和する措置として、継続していく必要があると考えております。

トラフグについては、以上です。

それでは、引き続き、シャコの資源評価です。シャコは、寿命が3歳以上、成熟開始年齢は1歳ということで、産卵は5月から9月の間ですけれども、特に5月と8月ごろに産卵のピークが存在します。産卵個体は春季には全域に分布します。それから、索餌場所は周年、湾内全域に分布をしております。分布図は、湾内全域のその図を見てください。

漁獲の特徴ですけれども、シャコの漁獲は小型底びき網による漁獲がほとんどになっております。伊勢・三河湾での小型底びき網漁業の水揚げ金額の中で、シャコはかなり上位を占めており

まして、近年その漁獲量が減っているため割合は減っていますが、依然として重要な魚種と考えております。

漁獲の動向です。漁獲の動向の図は裏側になりますけれども、1999年以降は1,000トンを超えていた状態が減少をしております、2013年の推定漁獲量は282トンということで、残念ながら過去最低の厳しい状況になっております。

資源評価法ですけれども、愛知県の主要水揚げ港を根拠地とする小型底びき網によるシャコのC P U Eというのを資源量の指標値としております。この資源評価法と書いてある上にある図の黄色い丸、C P U Eというポイントですけれども、この経年変化を主体として資源状態を判断しております。

資源状態としましては、2000年代に入ってから、ばらつきはありますが低位、減少傾向にありまして、特に2012年の秋以降2013年にかけて、著しい不漁となっております。現在の資源は低位水準で、動向も減少傾向と判断しております。

管理方策ですけれども、2013年の漁獲の主体であった2011年生まれの年級が、当初はいいんではないかと予想していたんですが、その後激減してしまっていて、その要因がはっきりせず、2012年以降の年級の状況も不透明ということで、現状より漁獲を抑える方策をとることが望ましいと考えております。2015年のA B C上限値は167トンとしました。

それから、資源評価のまとめです。シャコのC P U Eの経年変化から判断しまして、低位水準、それから、過去5年間のC P U Eの推移から、動向は減少と判断しております。

管理方策のまとめとしましては、資源水準が低位、減少にある中で、2012年以降の生残状況が不透明だということで、漁獲を抑える方策が必要です。それから、体長10センチ未満の小型個体の放流というのは、漁獲サイズの大型化だけでなく、親魚量の確保のためにも重要と考えております。それから、貧酸素水塊の拡大している時に、小型のシャコが多獲される実態を踏まえて、漁場利用ルールについて検討していく必要があります。

シャコについては以上です。

それでは、引き続き、マアナゴについて説明します。マアナゴの生物学的特性ですけれども、寿命は3歳、それから、成熟に関しては雌雄とも成熟個体が見つからないので不明です。産卵期・産卵場は、この資源評価の担当の黒木が、ウナギの今回のサンプルを丹念に再チェックをした中に、マアナゴのレプトセファルス幼生が見つかりました。かなり初期の幼生が見つかったということで、沖ノ島島南方の九州パラオ海嶺付近に1つの産卵場があると推定しております。

それから、マアナゴは分布域はその図でして、漁業の特徴としましては、漁獲は小型底びき網

漁業とかご漁業になっております。小底は湾内全域ですけれども、かごは沿岸沿いという特徴があります。レプトセファルス幼生（ノレソレ）が、船びき網に混獲されております。

漁獲の動向です。その裏側の図ですけれども、でこぼこしながら漁獲量が減少してきておりまして、2001年以降1,000トン代以下の水準に減少し、2004年以降さらに減少傾向になって、厳しい状況になっております。

資源評価法ですけれども、小型底びき網のマアナゴC P U E、これはその図のなかの黄色いポイントですけれども、それを資源量指標値として資源状態の判断をしております。

その資源状態はC P U Eが数年周期で増減をしていますが、2013年は低い水準にあったということで、低位水準と考えております。動向としても減少傾向です、

管理方策としては、マアナゴというのはこの伊勢・三河湾だけではなくて、日本全体の資源の一部ということなんです、全国的にも漁獲量が減少傾向にあることから、予防的措置として、現状より漁獲を抑えることが望ましいと判断をしております。ここにはダイジェスト版なので、ここだけのデータしかありませんが、マアナゴに関しましては、マアナゴ研究会という取り組みもありまして、資源動向調査でデータを集めております東北のマアナゴ、それから今言ったマアナゴ研究会を通じて、九州の西岸、あるいは瀬戸内海、そういったほうのデータも集めているところであります。

それで、管理方策に戻りますが、2015年のA B Cの上限値は、伊勢・三河湾内のマアナゴ漁獲量として250トンと考えております。

資源評価のまとめです。小底のマアナゴのC P U Eの経年変化から判断して低位水準、動向も減少傾向と判断しています。

管理方策のまとめです。仔魚の湾内への来遊量も多くないと考えておりますし、それから全国的に漁獲が減少しているということから、漁獲を抑えることが望ましいと考えております。また、秋冬の漁期の小型魚の保護も有効と考えております。

以上です。

○松岡部会長

ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、事務局から、資源の管理の状況の説明をお願いしたいと思います。

○事務局（城崎）

それでは、資料の2-3-②をご用意ください

伊勢湾・三河湾の小型機船底びき網漁業資源管理としましては、トラフグ、シャコ、マアナゴ

の3魚種を含む多くの魚種では、いずれも小さなサイズでの漁獲が懸念されているということで、この3の資源管理の方向性の上から4行目ぐらいから書いてありますが、小型魚保護の強化ですとか、改良漁具の導入、休漁日の設定等を中心とした取り組みによりまして、対象資源の回復と漁獲量の増大を目標に据えております。

そして、資源管理措置としますと、4番に一覧表があります、小型機船底びき網漁業から、裏面に行きますと、あなご籠漁業、機船船びき網漁業、その他の措置ということで、一覧表書いておりますけれども、基本的には資源回復計画当時のものを引き継いで、実施をしてきているという状況です。

そして、3ページ目には、26年取り組み状況が書いておりますけれども、まず、小型魚の水揚げ制限ということでは、トラフグとマアナゴでは、全長25センチ以下の小型魚の再放流ですとか、マアナゴ稚魚（ノレソレ）の目的操業の禁止に、各漁業種類が取り組んでいる状況です。また、小型機船底びき網漁業やあなご籠漁業の一部では、目合いの拡大に取り組んでいるという状況です。

シャコにつきましては、シャコは春に産卵をしますけれども、産卵前の冬の間の漁獲を控えて、産卵親魚を保護することで、産卵水準を引き上げようとする取り組みが行われております。また、冬の時期のシャコは魚価も安いということもあるので、漁業経営との関係を考慮した取り組みとなっております。

トラフグにつきましては、資源の積極的培養措置ということで、静岡県を含めまして、先ほど桑田部長からお話があったように、61万尾の稚魚が放流されております。そして、トラフグの生態、回遊等の特性も踏まえまして、伊勢湾・三河湾のみならず、渥美外海ですとか湾外と連携した取り組みが行われているという状況でございます。

このような漁業者の取り組みにつきましては、行政研究で担当者会議を設けるなどしまして、漁業者の取り組みを行政と研究機関が支援する体制となっております、引き続きこの体制を維持していきたいと考えております。

以上でございます。

○松岡部会長

ありがとうございました。

ただいま3つの資源について、それぞれ資源の状況、管理の状況についてご説明いただいたわけでございますけれども、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いしたいと思います。

高成田委員お願いします。

○高成田委員

たまたまかもしれませんが、この3つの魚種でみんな漁獲量が下向きになっているので、ちょっと気になっているんですけども、この地域全体のいわゆる自然環境みたいなものの影響、つまり環境悪化みたいなことがないのかどうかという問題と、それからこういう色々努力されていてもこうなっているということは、漁獲圧力が強いというのか、あるいは漁法の変更というのか、そのような問題が背景にあるのかなと思って、質問ですけども、ちょっと背景をご説明いただければと思います。

○松岡部会長

ただいま、漁獲変化の状況どうでしょうかというお話、それから、漁獲圧の話がございましたけれども、環境は桑田部長お願いできますでしょうか。

○桑田部長

伊勢・三河湾は、夏から秋にかけて貧酸素水塊が発生するというので、水深20メートルあたりから深いところが、ほとんど生き物が住めないような海になってしまうという状況にあります。ただし、それは今に始まったことではありませんが、その貧酸素水塊が居座る時期が、ちょっと遅くまで影響する期間が長くなっているのではないかというのを今、心配をしているところです。そういったところも影響しているのではないかということで、海洋関係の調査は、県で一生懸命やられていますけれども、そういうところとも連絡をとりながら調査研究を進めているところです。

○松岡部会長

船越委員、小底の状況をご説明をお願いしますでしょうか。

○船越委員

愛知海区の船越です。ただいまのご質問は、非常に大事な点をご指摘されていると思うんですけども、伊勢湾の小型底びきをやっている漁業者に聞いてみますと、漁業全体としては決して悪くないです、最近の資源量としては。なぜかという、数十種類の魚介類をとって底びきというのが成り立っておりまして、あるものが減ればまたあるものが増えるということで、シャコやアナゴは確かに減っているんですけども、一方ではタコとかガザミとか、あるいはタイ類とか増えているものも結構あるということで、トータルの収支としてはもう横ばい、もしくは増えている。ですから、個々の魚種について見ますと、確かに変動はしているんですけども、底びき漁業自体はもともと、多種多様な魚介類をとって経済的に成り立っているという漁業で、漁業者の感想としては、最近決して悪くはないということです。

やっぱり一番問題なのは、増えたり減ったりという短期の変動の場合はそれほど心配しないんですけれども、アナゴとかシャコのように一つのトレンドとして、何年かにわたって減り続けるという場合に、これは環境が変わったのか、あるいは乱獲がそうしているのか、ここの判断って非常に難しいと思いますが、少なくともこれだけ漁業者の方々が色んな取り組みをやっている中で、明確な乱獲ということは非常に考えにくい訳ですから、一つのトレンドとして減っている魚種については、明らかにこれ環境が変わってきていると考えられます。

先ほど、桑田部長さんが貧酸素水塊のお話されたんですけれども、この貧酸素水塊についてはもうかれこれ20年、もしくはそれ以前からずっとあるわけで、これが魚種の変動に大きな影響を与えているとは考えにくく、そうではなくて、やはりイワシが50年、100年単位で増えたり減ったり大変動しているように、沿岸魚種についても、年代年代によって増える時代、また減る時代というのは当然あるわけで、これはある程度整理されているわけなんですけれども、ですから、今はやはりシャコとかそういうトレンドをもって減っている魚種については、そういう減る時代になっているんじゃないかと、そういう海の状態になっているんじゃないかと考えておまして、それがどういう環境によってそう減り続けているのかということは、非常にこれは生態学的に難しいところでよくわかりません。けれども、少なくともトータルとしては、伊勢湾・三河湾の資源量自体はそう悪くはない、収支はとんとんというか、それ以上でつり合って、結果的に漁業もそれほど悪くないという状況です。漁業者としてはできる限りの取り組みをやっているわけなんですけれども、なかなか減り続ける状況を打開するということが難しいケースも多々見られます。

ただ、今年のマアナゴの漁獲量を見てもみますと、夏場に物凄くとれておりますので、恐らく来年度のデータとして出てくる数値は、それほど悪くないんじゃないかなという気もしておりますし、また、シャコについても2011年、原因不明でとれなかったんですけれども、それ以降は回復してきているので、今難しい面もございますけれども、全体としてはそれほど悪くないという状況です。

以上です。

○松岡部会長

ありがとうございました。高成田委員よろしゅうございますか。

ただいま、トータルではそんなに悪くないと。今年の漁模様、なかなか良い情報も出てきているようでございますので、長期的に低下傾向のありました魚種については、引き続き見守っていくということよろしいでしょうか。

そのほか。

山川委員、お願いします。

○山川委員

今の議論に関係するんですけれども、資料の中のグラフを見ると、確かに漁獲量はずっとかなり低下傾向にあるわけですけれども、CPU Eを見てみると、例えばシャコのCPU E、確かに2013年はがくっと減ったわけですけれども、むしろ2000年以降ぐらいはずっと上昇傾向にあったわけですね。もし、この2013年の1点だけ除くと、全体としては何か上昇傾向みたいな、そうも読めるんですね。

マアナゴも、2013年がかくっとやっぱり、2012年に比べるとCPU E低下したわけですけれども、漁獲量の減少ほどにはCPU Eは低下していないんじゃないかとも見る事ができるので、という事は結局、漁獲努力量がずっと継続的に減ってきていると読むのが正しいんじゃないかなという気がするんですけれども、漁業就業者数、操業隻数の推移とか、そういった情報をお示しいただけると、そういったこともよくわかるんじゃないかなという気もするんですけれども、いかがでしょうか。

○松岡部会長

ありがとうございました。

桑田部長お願いいたします。

○桑田部長

今ご指摘いただいたとおりでして、これはダイジェスト版なので載っていないんですが、詳細版には漁船の隻数、それから出漁日数の変化がありまして、特にこの10年ぐらい、特に三重県側隻数が大分減っているのが影響しているというのはそのとおりです。そちらは、やっぱり資源もですけれども、流通で小底の魚がなかなか売りにくくなっているのかなというの、社会環境の変化も影響しているのかなと見ております。

○松岡部会長

ありがとうございました。

そのほか、何かご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、次の議題に移らせていただきたいと思います。議題の3でございます。伊勢湾・三河湾のイカナゴ資源管理の関する広域漁業調整委員会指示ということでございます。事務局からご説明をお願いしたいと思います。

○事務局（城崎）

それでは、資料の3をお手元にご用意ください。

先ほどのイカナゴの資源管理の話と密接に関連するんですけれども、漁獲努力量の削減措置の実効性を確保するために、資源状況や操業の状況に機動的に対応できるように、操業終漁日を設定できることとする委員会指示を例年、発出をしております。具体的には、先ほども議論にありましたけれども、イカナゴの残存資源尾数、親魚の量を20億尾を下回ると認められる日を定めまして、その日から遅延なく11月30日までの間、イカナゴの採捕を目的とする操業を禁止することを関係漁業者に対して通知をしまして、関係漁業者は、この期間はイカナゴを目的とした操業を行わないと、このようなものでございます。

そして、裏面にこの委員会指示の案文、書いてございます。日付以外は全て前年どおりでございまして、この一番最後の指示の有効期間のところを、従来本年の1月から12月末までのものを、平成27年1月1日から平成27年12月31日までとする変更内容でございまして。

以上でございます。

○松岡部会長

ありがとうございました。

ただいまの委員会指示の内容についてのご説明をいただいたわけですが、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

これはもう毎年ご説明させていただいておりますし、先ほどご説明ありましたように、日付を変えたのみということでございます。よろしいでしょうか。

それでは、この件につきましては、この太平洋広域漁業調整委員会委員会指示の20号につきましては、この部会の下承が得られたということで、午後開催されます本委員会に改めてお諮りしたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、この議題は終わりました、次の議題、議題4はその他ということでございますけれども、その他何か報告事項等ございますでしょうか。事務局は特にございませんか。

○事務局（城崎）

ありません。

○松岡部会長

特に事務局はないようでございますけれども、皆様方の中で何かご意見等ございましたら、ご発言をいただきたいと思ひますけれども、いかがでございましょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、特にご意見もないようでございますので、本日のこの南部会の議題は、全て終了させていただきますというところでよろしゅうございますでしょうか。

それでは、引き続き、次回の委員会の開催予定について、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

○事務局（城崎）

本部会につきましては、この数年、年1回、秋の開催となっております。次回の開催につきましても特段の事情がない場合に限り、来年の平成27年の秋を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いたします。また、具体的な開催日時と場所につきましては、近くなりましたら部会長及び委員の方々にご都合を伺いますので、その際にはよろしくお願いたします。

○松岡部会長

ありがとうございました。次回の部会につきましても引き続き、ご出席をいただきたいと思えます。

それでは、委員各位、ご臨席の皆様におかれましては、議事進行へのご協力をいただきまして大変ありがとうございました。

なお、冒頭お話ししました議事録署名人でございますけれども、ご指名させていただきました千葉県の赤塚委員、それから農林水産大臣選任委員の本間委員のお二方には、後日、事務局から本日の議事録が送付されますのでよろしくお願したいと思います。

それでは、これをもちまして、太平洋広域漁業調整委員会第23回太平洋南部会を閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

閉 会